

原発事故避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故から6年がたとうとしているが、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。

こうした中、福島県は国と協議し、昨年6月15日、避難指示区域外からの自主避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を平成29年3月限りで打ち切ることを決定した。

報道によると、福島県によれば無償提供が打ち切られる自主避難者は、昨年10月現在で約2万5,000人に上るが、除染が進んだといっても放射線量は下がりきっておらず、多くの避難者は住宅支援の継続を希望している。

平成24年に制定されたいわゆる子ども・被災者支援法（以下「支援法」という。）は、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないとした上で、被災者一人ひとりが、居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援することが盛り込まれている。

避難者への住宅支援は、本来、支援法に基づく国の抜本的な施策や新たな法制度の確立が必要であるが、現在の借り上げ住宅等の無償提供は災害救助法に基づくものであり、原発事故や放射能汚染を想定していない同法による支援には限界がある。

よって、国及び福島県におかれては、自主避難者が、希望すれば今のまま住み続けられるよう、支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立されるとともに、制度の確立までの間、現在の借り上げ住宅等の無償提供を延長されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
復興大臣  
福島県知事

宛て

意見書案第19号

地方議会議員の厚生年金への加入に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年12月12日

川崎市議会議長 石田康博様

提出者 川崎市議会議員 松原成文

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

## 地方議会議員の厚生年金への加入に関する意見書

地方分権改革の進展に伴い、地域の将来に大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、市民の代表として選ばれた地方議会議員は、議事機関の構成員として、これまで以上に広範にわたり、より専門的な知識や多岐にわたる住民ニーズを把握し、同時に、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

本市議会においては、会期中のみならず、閉会中も常任委員会などを定期的で開催し、年間を通じて、市の政策形成に必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言といった議会活動を行うとともに、個々の議員においても各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させるための活発な議員活動を行っている。

このことから、専業として活動する議員の割合も高くなっており、こうした地方議会議員の活動の実態を勘案し、時代に即した地方議会制度を確立することは、地方議会議員の幅広い人材確保の観点からも、現在取り組むべき喫緊の課題である。

よって、国におかれては、国民的な合意の下、地方議会議員の厚生年金の加入に係る法整備を早急に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣